

手話奉仕員養成講座受講者募集

聴覚障がいがある方の社会参加促進を目的に、コミュニケーションを円滑に行えるよう支援するため、手話奉仕員養成講座を実施します。

対象

市内在住の方でこれまでに受講されていない方
日時

5月12日(火)～10月27日(火)の毎週火曜日
19:00～20:40

場所

ひまわり会館（初回のみ・研修室（うめ）、
第2回以降・21世紀室）

内容

入門課程講習（講義3回・実技20回）

受講料 無料（テキスト代必要）

定員 40人（先着順）

申込方法

電話または地域共生推進課窓口にて4月21日
(火)までにお申し込みください。

申し込み・問い合わせ 地域共生推進課
☎22-3440

「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金」のご案内

第12回特別弔慰金の請求を受け付けています。

支給対象者

令和7年4月1日において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない戦没者等の子、兄弟姉妹または三親等内の親族（ただし、一定の要件を満たす必要があります）

支給内容 額面 27万5千円 5年償還
（年額5万5千円）の国債

請求期間

令和7年4月1日～令和10年3月31日

この期間を過ぎると請求できなくなりますので、ご注意ください。

事前予約

請求手続きについては、事前に電話予約をお願いします。

問い合わせ 市民生活課 ☎22-1116

阿南市へ

●金600万円

株式会社阿波銀行

代表取締役頭取

福永丈久様から

企業版ふるさと納税制度

を活用し、本市の「こど

もまんなか笑顔あふれる阿南の創生事業」推進のための資金として

●金一封

日本生命保険相互会社

代表取締役社長 朝日智司様から

企業版ふるさと納税制度を活用し、本市の「歴史・文化とスポーツでにぎわう阿南の創生事業」推進のための資金として

●ハイブリッド自動車1台

新日本電工株式会社

代表取締役社長 青木 泰様から

創業百周年事業の一環として、本市の脱炭素社会実現に向けた取組を支援するため

●EV普通充電器2基

四国電力株式会社様から

脱炭素型の地域共生活動の一環として

●車いす1台

県南軟式野球競技会様から

地域における自立生活と社会参加の促進のため

以上、ご寄贈いただきありがとうございました。

おくりもの



マイナポータルからオンラインで転出の届出ができます！

「引越し手続オンラインサービス」を利用することで、転出元の市区町村への来庁が原則不要となります。詳しくは、2次元コードからご確認ください。

※署名用電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの方で、日本国内での引越しをする方が利用できます。

※転入の手続きは、引越し先の窓口への来庁が必要です。



問い合わせ 市民生活課 ☎22-1116

「阿南市高齢者いきいきタクシー券」を交付します

鉄道やバスの公共交通との連携を前提とした制度として、対象となる高齢者の方に、タクシーを利用した際に使用できる「高齢者いきいきタクシー券」を交付します。お買い物や通院の際にぜひご利用ください。

●助成内容

- 1枚当たり500円のタクシー券に対し、半額（250円）を助成します。
例）1,500円分（3枚）タクシー券がほしい場合⇒1,500円－750円（助成額）＝750円（自己負担額）
「高齢者いきいきタクシー券」交付時に自己負担額をお支払いください。
- タクシー券は複数回に分けて申請をすることが可能です。
例）年間交付上限額が24,000円の場合
⇒1回目申請 2,000円分（自己負担額1,000円）→残り交付可能額 22,000円
⇒2回目申請 1,500円分（自己負担額750円）→残り交付可能額 20,500円



●対象者

申請日時点において引き続き3カ月以上阿南市に住所を有する**満70歳以上**の方のうち、**交通手段を持たない方***で、下記の(1)(2)のいずれかに該当する方

(1)前年度の市町村住民税所得割額が50,000円以下の方 (2)その他市長が認める方（※別途理由書等が必要）

*交通手段を持たないとは…世帯員が運転免許証を所持していない、自家用車を有していない等日常生活において自家用車で外出できない状態



※年度途中に70歳に到達する方または転入後3カ月経過した方については年間交付上限額が異なります。
※年間交付上限金額は、市内各地から「阿南市地域公共交通計画」で示す広域交通結節点であるJR阿南駅、交通結節点であるJR羽ノ浦駅、JR桑野駅、阿南医療センター、徳島バス(榑橋)営業所までの距離に応じて設定しています。

交付場所	お住まいの地域	年間交付上限額	自己負担額
阿南市役所 地域共生推進課	富岡地区、宝田地区、中野島地区、 見能林地区、伊島地区	24,000円	12,000円
長生住民センター	長 生 地 区	24,000円	12,000円
桑野住民センター	桑 野 地 区	24,000円	12,000円
橋住民センター	橋 地 区	24,000円	12,000円
那賀川支所	那 賀 川 地 区	24,000円	12,000円
羽ノ浦支所	羽 ノ 浦 地 区	24,000円	12,000円
大野住民センター	大 野 地 区	48,000円	24,000円
新野住民センター	新 野 地 区	48,000円	24,000円
福井住民センター	福 井 地 区	48,000円	24,000円
加茂谷住民センター	加 茂 谷 地 区	72,000円	36,000円
榑住民センター	榑 地 区 (榑 町)	72,000円	36,000円
榑泊連絡所	榑 地 区 (榑 泊 町)	96,000円	48,000円

●申請方法

交付場所（地域共生推進課・各支所・各地区住民センター）の窓口にて手続きしてください。

※上の交付場所を確認してください。

☆**代理人が申請する場合** 1回目：本人の印鑑または本人確認書類（マイナンバーカード等）をお持ちください。
2回目以降：本人の登録証をお持ちください。

●利用できるタクシー会社

阿南市内に本店、支店、営業所または事業所を有するタクシー事業者のうち、右表の市が指定する事業者

・橋タクシー(有) ・加茂谷タクシー(有)本社営業所
・毎日タクシー(有) ・榑日峰タクシー羽ノ浦営業所
・阿南タクシー(有) (令和8年4月1日現在)

●申請からタクシー券交付までの流れ

- ①窓口にて阿南市高齢者タクシー利用料助成登録の申請をしてください。
- ②審査の上、助成を決定した方に「登録証」を交付します。
※「登録証」は2回目以降の申請の際に必ず必要となります。
- ③「登録証」を持参していただき、窓口で上限額以内において必要とする分のタクシー券の申請をしてください。
※タクシー券は1枚から申請が可能です。

●タクシー券の使用方法について

- ①乗車する際、運転手に「登録証」を提示してください。
- ②利用料金を支払う際にタクシー券をお使いください。（1乗車につき複数枚使用できません）

●注意事項 ※おつりは出ません。 ※一度交付されたタクシー券の払い戻しはできません。



登録証とタクシー券の申請および交付期間 令和8年4月1日(水)～令和9年2月26日(金)
登録証とタクシー券の使用可能期間 令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)

問い合わせ 地域共生推進課 ☎22-3440

徳島県後期高齢者医療制度 保険料のお知らせ

被保険者の皆さまに納めていただく保険料は、公費や現役世代の支援金とともに大切な財源となり、後期高齢者医療に要する費用に充てることとなっています。また、令和8年度から、子ども・子育て支援金制度が開始され、これまでの医療分とは別に、子ども分の保険料が新たに含まれるようになります。

被保険者の皆さまには、ご負担をおかけしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

【保険料額の計算について】



○ 保険料(年額)は、医療分と子ども分それぞれで計算を行い合計した額になります。

※前年の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から地方税法に定める基礎控除額(合計所得金額が2,400万円以下の場合43万円)を控除した額です(雑損失の繰越控除額は控除しません)。

保険料の軽減(令和8年度)

◆均等割額の軽減…世帯主と世帯の被保険者全員の総所得金額等を合計した額が、次に示す軽減判定基準以下の場合、均等割が軽減されます。

軽減判定基準	軽減割合
43万円+「10万円×(年金・給与所得者の数-1)」以下	医療分 7.2割 子ども分 7割
43万円+「31万円×世帯の被保険者数」+「10万円×(年金・給与所得者の数-1)」以下	5割
43万円+「57万円×世帯の被保険者数」+「10万円×(年金・給与所得者の数-1)」以下	2割

○軽減判定は、当該年度の4月1日(年度途中で徳島県で被保険者の資格取得した方は資格取得日)時点の世帯状況により行います。

○軽減判定において世帯の総所得金額等の合計額を計算する際、65歳以上(※1)の方については、年金所得から15万円を控除します。

○表中の~~~~~部分は、年金・給与所得者の数が2人以上の場合に計算します。

○「年金・給与所得者」とは、世帯主および世帯の被保険者のうち、次のいずれかに該当する方のことです。

- ①給与収入額(専従者給与を含まず)が55万円を超える方
- ②65歳未満で、公的年金収入額が60万円を超える方
- ③65歳以上で、公的年金収入額が125万円を超える方

※1 令和8年度は、昭和36年1月1日以前に生まれた方が65歳以上となります。

◆被保険者の被扶養者であった場合の軽減…後期高齢者医療制度加入の前日まで被用者保険(国保・国保組合以外の健康保険)の被扶養者であった方は、所得割額の負担がなく、後期高齢者医療制度の被保険者になってから2年の間は均等割額が5割軽減されます。ただし、該当軽減より高い軽減に該当する場合は、高い軽減割合が適用されます。

被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する被保険者均等割軽減 (後期高齢者医療制度の被保険者になってから2年の間)	軽減割合 5割
---	------------

◆保険料の納め方…年間保険料額は毎年8月に決定し、お知らせします。

納付方法は、「特別徴収」と「普通徴収」の2通りで、納付先はお住まいの市町村になります。

●特別徴収(年金からの天引き)

公的年金の受給額が年額18万円以上で、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、1回あたりに受け取る年金額の2分の1以下の方が対象です。

なお、4月から8月分については、年間保険料額決定前のため、仮の保険料額で特別徴収を行います。

●普通徴収(納付書または口座振替による納付)

特別徴収の対象とならない方については、納付書または口座振替による納付となります。

○新たに被保険者となった方や、お住まいの市町村が変わった方については、一定期間普通徴収となります。

【特別徴収】の徴収例

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
前年の所得が確定するまでの間、前年度の保険料額を基に仮算定された保険料額を徴収します。			前年の所得確定後の8月に年間保険料額を決定し、その年間保険料額から仮徴収額を差し引いた額を3期に分けて徴収します。		

問い合わせ 徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課
 〒771-0135 徳島市川内町平石若松78番地1
 ☎088-677-3666 または 保険年金課 ☎22-8064

固定資産縦覧帳簿(土地・家屋)の縦覧

令和8年度の固定資産の価格(評価額)を次のとおり縦覧に供します。

期間 4月1日(水)～30日(木) (土、日、祝日は除く)
9:00～17:00

場所 市役所1階 税務課
固定資産税担当窓口(8C)

縦覧できる方 固定資産税の納税者または代理人
持参物

本人確認ができる公的証明書(マイナンバーカード、運転免許証等)。代理人の場合は委任状も必要です。

手数料 縦覧帳簿の縦覧は無料。また、名寄帳(ご自身が納税義務者となっている資産の一覧表)の閲覧についても縦覧期間中は無料となります。

問い合わせ 税務課固定資産税係 ☎22-1114

令和8年度 固定資産評価証明書等の発行予定日

▶固定資産評価証明書 4月1日(水)～

▶固定資産公課証明書 4月6日(月)～

※証明書の請求時に窓口に来られた方の本人確認を実施しています。本人確認ができる公的証明書(マイナンバーカード、運転免許証等)をご持参ください。

※代理の方(住民票が同一の親族以外の方)が請求される場合は、委任状が必要です。また、阿南市外に住民登録がある方の証明書の請求については、住民票が同一の親族の方であっても委任状が必要です。

問い合わせ 税務課庶務係
☎22-1114

子ども・子育て支援金制度について(国民健康保険税・後期高齢者医療保険料)

令和8年4月から、子ども・子育て支援金制度が始まります。子ども・子育て支援金制度は、社会全体(全世代や企業の皆さま)で子育て世帯を支える仕組みであり、加入する医療保険を通じて所得に応じた支援金をご負担いただくこととなります。集めた支援金は、「児童手当の高校生年代までの延長」や「妊婦のための支援給付」などの子育て支援の取組に充てられます。詳しくは、こども家庭庁ホームページをご覧ください。

問い合わせ 税務課諸税係 ☎22-1114
保険年金課 ☎22-8064

年金相談 Q&A



20歳の学生ですが、収入がないので、国民年金の保険料を支払うことができません。どうしたらよいのでしょうか。



所得の少ない学生が申請し、承認されることで、保険料の納付が猶予される学生納付特例制度があります。学生の方で、納められないからといってそのまましておく、将来年金を受給できなくなる恐れがありますので、納付が難しい場合は学生納付特例を申請してください。申請には、基礎年金番号通知書もしくはマイナンバー(個人番号)、在学期間がわかる学生証の写しや在学証明書が必要です。また、来庁者の本人確認書類、ご本人以外が手続きされる場合は委任状が必要です。

学生納付特例が一度承認されると翌年度以降、在学期間中は毎年4月頃に、はがき形式の学生納付特例申請書が日本年金機構から送付されますので、必要事項を記入の上、返送してください。

問い合わせ 保険年金課 ☎22-1118

阿南市国保加入者限定 令和8年度日帰りドック

日帰りドックの申し込みはお忘れでないですか。

申込期限 4月3日(金)

申込方法 はがきおよび電子申請

対象者、検査項目、自己負担等詳しくは広報3月号および市ホームページをご確認ください。



電子申請はこちらの⇒
2次元コードから



問い合わせ 保険年金課
☎22-1118

わがまち創生事業

ふるさとづくり基金助成金

この事業は、本市の活性化および地域の振興を推進する事業または若人の海外における視察研修を助成する事業です。

対象事業 次の2種類があります。

- ▶市の活性化および地域の振興につながる営利を目的としない市民の自発的な活動(地域イベント・文化活動・スポーツ行事等)への助成
- ▶海外視察研修(本市に2年以上在住し年齢が満10歳から49歳までの方で、視察研修の体験が地域づくりの実践につながると考えられる方)への助成

申込方法および交付の決定

交付申請書(企画政策課に備え付け)に必要事項を記入の上、企画政策課へ提出してください。申請内容の審査および助成金の交付額などは基金運営委員会の審議を経て決定します。

受付期間 4月1日(水)～6月30日(火)

わがまち予算交付金

このたび、地域の課題解決等を目的とする「わがまち予算交付金」と、地域づくり活動の推進を図るための補助金制度である「ふるさと活性21活動補助金」を、併せて制度設計することとなりました。

従来の「ふるさと活性21活動補助金」を活用していた事業についても引き続き使用できますのでご活用ください。

対象事業

- ▶地域の課題解決を目的とした事業
- ▶地域の環境改善を目的とした事業
- ▶地域間および人的な交流を図り、将来的に持続性があると認められる事業
- ▶地域づくりに先導的役割を担う人材育成を目的とした事業
- ▶伝統文化の継承およびそれを生かした新しい地域おこし事業
- ▶地域の防災への貢献を目的とした事業
- ▶地域の活性化を目的とした事業
- ▶地域の子育てへの貢献を目的とした事業
- ▶地域の脱炭素社会への貢献を目的とした事業

申込方法および交付の決定

交付申請書(各公民館に備え付け)に必要事項を記入の上、各公民館へ提出してください。

受付期間 4月1日(水)～5月29日(金)

問い合わせ 企画政策課 ☎22-3429

水道部からのお知らせ

水道メーターの交換

水道メーターは、正確な計量・検針ができるよう計量法に基づき有効期間が定められており、有効期間満了前に交換作業を行っています。交換作業実施の際は、ご理解とご協力をお願いします。

交換予定地区

山口町、橘町、桑野町、大湊町、見能林町、富岡西地区、富岡東地区、横見町、宝田町、長生町、上中町

交換予定期間 4月～令和9年2月

※交換する際は、各戸へ事前に通知します。

水道メーターの検針

毎月1回、水道ご使用中のご家庭や会社等にお伺いして、水道メーターの検針を行っています。円滑に検針が行えるよう、ご協力をお願いします。

▶水道メーターは、いつも見やすくしてください。

▶メーターボックス上に物を置かないようにしてください。

▶メーターボックス上に車など駐車しないようにしてください。

▶犬は放し飼いにせず、出入口やメーターボックスから離れた場所につないでおいてください。

▶家屋等の増改築時、メーターボックスが屋内や見えにくい位置にならないよう気をつけてください。水道メーターの移設等にかかる費用は、お客さまのご負担となります。

問い合わせ 阿南市水道料金お客様センター
☎22-0587

住宅用太陽光発電システム等導入補助金のお知らせ

地球温暖化対策の推進および脱炭素型社会の形成を目的として、下記の補助対象購入品に対し、補助金を交付します。交付要件、申請方法等、詳しくは市ホームページをご覧ください。

補助金額

住宅用太陽光発電システム 7万円
住宅用蓄電池 10万円
電気自動車等充電設備（V2H） 10万円

受付開始

市ホームページにて公表
※申請額の合計額が、予算を上回った時点で受付を終了します。



問い合わせ 環境保全課 ☎22-3795

海岸漂着物等の回収・処理を支援します

海岸における良好な景観および海洋環境の保全を図るため、団体が行う海岸漂着物等の回収・処理に係る費用の一部または全部を、予算の範囲内で支援します。

対象団体 市域内の海岸および河川等で清掃活動を実施する団体

対象経費 海岸漂着物等の回収・処理に係る費用（重機借上料やごみ処理料）

支援金額 予算の範囲内で支援します。

受付期間 随時受付します。ただし、令和8年12月25日(金)までに実績報告書の提出が必要となります。なお、申請額が予算に達し次第、申請の受付を終了します。



問い合わせ 環境保全課 ☎22-3413

小型合併処理浄化槽設置補助金のお知らせ

4月1日(水)から令和8年度小型合併処理浄化槽設置補助金申請を受け付けします。

補助金額 66,000円～548,000円
(5～10人槽)

対象 市内において、10人槽以下の小型合併処理浄化槽を住居用に設置する方で、令和9年3月末までに浄化槽設置工事を完了できる方（すでに浄化槽設置工事を着工されている方および公共下水道事業計画区域、コミュニティプラント処理区域、農業集落排水処理区域は除く）

詳しくは市ホームページをご覧ください。ただか、お問い合わせください。



問い合わせ 環境保全課 ☎22-3413

阿南市生活排水路清掃作業時ダンプ等使用料の交付について

地域住民の生活環境を清潔にすることにより、その保全および公衆衛生の向上を図るため、町内会、協議会等が実施する生活排水路清掃作業時のダンプ等の使用に要する経費に対し、予算の範囲内で使用料を交付します。



交付対象者と対象事業

町内会、協議会等の市内に本拠を有する地域団体が実施する生活排水路清掃活動（農業用排水路の清掃活動は対象外）

使用料交付額（1台あたり）

- ▶軽トラック 8,000円
- ▶2tダンプ 16,000円
- ▶バックホウ 8,000円

申請方法

事業実施前に、作業箇所がわかる書類を添えて申請書を提出し、交付決定通知を受けてから作業を行ってください。
※交付申請は1団体年3回限り、

交付額の上限は年15万円

受付期間 4月1日(水)～令和9年3月19日(金)

なお、申請額が予算に達し次第、申請の受付を終了します。

問い合わせ 環境保全課 ☎22-3413

住宅に関する補助等のお知らせ

あなぐらし支援事業

市内に本店または支店等の事業所がある施工業者に依頼して行う住宅リフォーム等の工事費用の一部（上限15万円）を補助します。移住者には上限15万円、空家利用には上限35万円の加算があります。

抽選受付 4月1日(水)～30日(木)

当選発表 当選（50戸）の発表は、5月中旬に市ホームページおよび本人宛通知にてお知らせする予定です。



木造住宅耐震化促進事業

抽選受付 4月1日(水)～30日(木)

当選発表 当選の発表は、5月中旬に市ホームページおよび本人宛通知にてお知らせする予定です。

●耐震診断

要件 平成12年5月31日以前に着工された木造住宅

自己負担額 市ホームページ参照

予定戸数 33戸（抽選）

●耐震改修支援事業

要件 耐震診断実施済みで耐震診断評点が1.0未満と判定された住宅

補助上限 200万円

予定戸数 12戸（抽選）

●耐震シェルター設置支援事業

要件 耐震診断実施済みで耐震診断評点が1.0未満と判定された住宅

補助上限 80万円

予定戸数 1戸（抽選）

●住替え支援事業

要件 昭和56年5月31日以前に着工かつ耐震診断評点が0.7未満と判定され、居住する住宅の全てを除却する工事等

補助上限 30万円

予定戸数 1戸（抽選）

危険廃屋等除却支援事業

現在使用されておらず、今後も使用される見込みのない住宅（木造または鉄骨造）の解体・除却費の一部（上限50万円）を補助します。（不良度の合計が100点未満の住宅については、除却後の跡地が地域活性化のために1年間利用されることが条件となります）

事前調査の申し込み

補助金交付の申請を希望される方は、事前調査の申し込みをしてください。

住宅の不良度等を現地で確認し、危険性の高い順に採択し、本申請をしていただきます。

事前調査の申込期間 4月13日(月)～5月15日(金)

予定戸数 16戸程度

危険ブロック塀等撤去支援事業

避難路沿道等に面した危険性の高いブロック塀等の撤去に係る経費の一部（上限6万4千円）を補助します。

予定件数 2件（先着）※予定件数に達し次第終了します。

申込開始日 4月13日(月)

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

※右の2次元コードから市ホームページをご利用いただけます。



問い合わせ 住宅課 ☎22-3431